

報 告 第 3 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成26年2月24日提出

新居浜市長 石 川 勝 行

損害賠償の額の決定について

写

処 分 書

専 決 第 3 号

損害賠償の額の決定について

地震体験車ステージ扉の開閉操作の手順の瑕疵による損害賠償の額を次のとおり決定する。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分する。

平成26年1月22日

新居浜市長 石川 勝行

- 1 損害賠償の額 4万7,250円
- 2 損害賠償の相手方 松山市一番町四丁目4番地2
愛媛県
愛媛県知事 中村 時広

3 事故の概要

平成25年11月9日午前11時30分頃、新居浜市消防本部庁舎前（新居浜市一宮町一丁目5番1号）において、地震体験車のステージ扉を収納しようとした際、当該ステージ扉がステージ横断用スロープを圧迫し、当該スロープを破損させた。